江戸川区景観計画

景観軸・景観拠点ごとの届出の対象となる行為の種類と規模

 平成23年 1月16日 条例施行

 平成23年 4月 1日 運用開始

令和 5年 4月 1日 改定

		対象となる行為の種類と規模			
地域名	対象範囲	建築物の建築	工作物 ^{※1} の建設	開発行為	水面の埋立 て等
		建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更 することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等※2	工作物の新設・増築・改築もしくは移転、外観を変更する こととなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更等 ^{※2}	都市計画法第 4 条 第 12 項に規定する 開発行為 ^{※3}	水面の埋立 て又は干拓
(1) 臨海景観拠点	葛西沖開発土地区画整理事業によって埋め立てられた陸域と、 葛西海浜公園を含む海域	高さ15m以上又は 延べ床面積3,000 ㎡以上	高さ 15m 以上又は 築造面積 3,000 ㎡以上		造成面積 15ha以上
(2) 大河川景観軸	荒川・中川、江戸川、新中川、旧江戸川の河川区域 及び堤防法尻から概ね 100mの範囲	高さ15m以上又は 延べ床面積1,000 ㎡以上	高さ15m以上又は 築造面積1,000 ㎡以上		
(3) 親水河川景観軸	旧中川及び新川の河川区域並びに堤防法尻から概ね 50mの範囲	高さ10m以上 又は 延べ床面積300 ㎡以上又は 一団の土地を3区画以上に分割する集団の戸建て住宅	高さ 10m 以上又は 築造面積 300 ㎡以上		
	親水公園・親水公園及びそれらと並行する道路区域と、その区域の境から概ね 20m~30mの範囲	高さ10m以上又は延べ床面積300 ㎡以上又は 一団の土地を3区画以上に分割する集団の戸建て住宅	高さ10m以上又は 築造面積300㎡以上		
(5) 道の景観軸	以下の都市計画道路及び同計画線等から概ね20~30mの範囲 【A】蔵前橋通り、京葉道路、新大橋通り、葛西橋通り、 清砂大橋通り、環七通り 【B】千葉街道、今井街道、柴又街道、 船堀街道・平和橋通り、ゆりのき橋通り	【A】 高さ15m以上又は 延べ床面積1,000 ㎡以上 【B】 高さ10m以上又は 延べ床面積1,000 ㎡以上	【A】 高さ15m以上又は 築造面積 1,000 ㎡以上 【B】 高さ10m以上又は 築造面積 1,000 ㎡以上	開発区域の面積 3,000 ㎡以上	
(6) 駅の景観拠点	京成小岩駅、平井駅、小岩駅、船堀駅、瑞江駅、篠崎駅、西葛西駅及び葛西駅の各駅周辺の「商業地域」及び一之江駅周辺の「近隣商業地域」の範囲		高さ 15m 以上又は 築造面積 1,000 ㎡以上		
(7) 公園の景観拠点	都立篠崎公園、小松川千本桜・都立大島小松川公園、都立宇喜田公園・行船公園、総合レクリエーション公園、都立葛西臨海公園の公園区域及び外周から概ね 50m~100mの範囲	高さ15m以上又は 延べ床面積1,000 ㎡以上又は 一団の土地を3区画以上に分割する集団の戸建て住宅	高さ 15m 以上又は 築造面積 1,000 ㎡以上		
(8) 農の景観拠点	鹿骨一丁目から六丁目まで、北篠崎一丁目及び二丁目、西篠崎 一丁目及び二丁目、上篠崎一丁目から三丁目まで、並びに谷河 内一丁目までの範囲	高さ10m以上又は 延べ床面積300 ㎡以上又は 一団の土地を3区画以上に分割する集団の戸建て住宅	高さ 10m 以上又は 築造面積 300 ㎡以上		
(9) 一般地域 (軸·拠点以外)	景観計画区域のうち景観軸・景観拠点を除いた地域	高さ 15m 以上又は延べ床面積 3,000 ㎡以上	高さ 15m 以上又は 築造面積 3,000 ㎡以上		

^{※1} 工作物は、煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔、昇降機、コースター、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫、垣、さく、金網、門、塀、立体駐車場、アンテナその他これらに類するものとする(建築物であるものを除く)。受水槽、冷却塔その他これらに類するもの(建築設備を除く)。橋梁その他これに類するもので河川、運河などを横断するもの。なお、架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

- ※2 色彩の変更等に、現況と同じ色彩による塗り替えも含む。
- ※3 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。

江戸川区景観条例の手続き等の詳細は区のホームページをご覧ください。

江戸川区ホームページ→まちづくり・都市計画→景観まちづくり→景観法および江戸川区景観条例に基づく届出→ 「届出対象行為と種類」・「手引き」・「様式集」・「景観形成チェックリスト及び色彩基準表」・「江戸川区景観形成ガイドライン」 問い合わせ窓口 都市計画課 都市計画係 TEL 03-5662-6369 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/